

管理委託制度と指定管理者制度の違い

項目	指定管理者制度(新)	管理委託制度(旧)
法的性質	行政処分 管理者の指定は、許可、認可、租税の賦課等と同様の法的手続きであり、契約にはあたりません。 入札の対象外です。	委託契約 管理受託者とは契約関係を結びます。
指定管理者(管理受託者)になることができる団体	民間事業者、NPOその他の団体なども可 民間事業者等が管理者になれるようになりました。	普通地方公共団体の出資法人・公共団体・公共的団体のみ
指定管理者(管理受託者)を選ぶ手続	条例で定める 管理者選定に関する手続きを条例で定めます。	地方自治法に定める契約手続による
公の施設の使用許可等の権限	管理者が使用許可、入場制限、退去命令ができる	管理受託者は使用許可、入場制限、退去命令はできない(普通地方公共団体が行う)
管理の基準及び業務の範囲の規定方法	条例と協定で定める	契約で定める
指定管理者(管理受託者)の決定	施設ごとに、議会の議決を経て決定 管理者の指定は、議会の議決事項です。	議会の議決は不要
指定管理者(管理受託者)に管理を行わせる期間	施設ごとに、議会の議決を経て決定 議会の議決を経て、3年、5年など長期の設定が可能です。	施設ごとに契約で定める(年度ごとに更新) 単年度契約です。
事業報告	年度ごとに事業報告書を提出	年度ごとに業務完了届を提出
利用料金制度	条例に定めることにより導入できる 収納した利用料金を管理者の収益とすることができます。	同左
指定管理者(管理受託者)による管理に不都合がある場合の措置	指定の取消し、管理業務の停止命令	債務不履行に基づく契約の解除など